

## 唐蕃會盟碑のチベット文資料

高崎正芳

ここに問題とする唐蕃會盟碑のチベット文資料は、一九六一年シッキムで寫眞をとつて來たものである。その原本の所有者は Athing Tashi Dandul Densapa of Barmiook であるが、私のナムギャル・チベット學研究所滞在中、氏は長らく原本を貸與して下さつただけでなく、その後も日本での發表に進んで協力すると云う親切な態度であつた。またシッキムの研究所の Lhodo Zangpo Khenpo の助力も共に誌して感謝しなければならぬ。

會盟碑石柱の建つてゐる場所や長さや幅などの考證をはじめ、碑文の解讀研究などについては、既に東西の學者の立派な研究がある。ところが、この石碑の解讀研究の根本資料となつた原碑の刻文及びその拓本は、いつの頃からか部分的に消滅して不完全となつた碑文に依つたものである。即ちそれは石碑が建立されて以後、長い年代を經過する間に破損し、刻文のいくらかの部分が消え去つてゐるのである。現存する拓本の最も古いものにしても、直接實物に當つての科學的な

報告にしても、既に消え去つた部分を含む型での根本資料である。そこにすぐれた研究が次々と出されてゐるにもかかわらず、尙この碑文に對する考究の餘地がなほどうか残されてゐるように思われる。そしてたまたまシッキムで入手した碑文のチベット文 MS が、そういう意味に於て、主として根本資料に缺けてゐる部分の判讀を試みる場合に、一つの參考資料として取り上げられるわけである。かつて、H. E. Richardson 氏は根本資料の不明な點を、他のチベット文獻やチベット人學僧の意見などを參考しつつ、氏自身の學識に基いてその復元に努力した。貴重な業蹟といわねばならないが、その後李方桂氏そして京都大學佐藤長助教の精密な研究もある。それらの研究に導かれながらシッキム資料を参照して、今また碑文の解讀に志すことも許されるであらう。しかし細部の内容については別稿で述べらるであらうから、本稿では新出資料の紹介少々、その外郭的な問題について記してみる。このチベット文 MS は、碑文の拓本ではなくて碑文から筆

寫したものである。チベットの古い手書の碑文の研究は、既にリチャードソン氏も指摘<sup>(2)</sup>しているように、その利用に際して餘程注意をする必要がある。その故にこのMSに對しても、外的なまた内的な資料批判ということなしには、これをそのまま受入れるわけには行かないであろう。このシッキムのMSについて、T・D・デンサバ氏の傳えるところによれば、「十八世紀・第七代ダライラマと同時代の Ragzing Tsewang Norbu<sup>(3)</sup>が所有していたもので、彼はチベットの歴史に非常な興味をもつていた。彼自身一つの短かい歴史 Chojung (Chos, hbyun) の草稿をつくつたがまた彼の傳記もある。」といつている。そしてその人が、どういう人物であるかと云う點については、「彼が Chetri と Newal の兩王が互に戦をしようとした時に Nepal を訪れたこと、また第七代ダライラマの時に起つたラダクの王達の内紛を治めた」ことなどが、知られているとも傳えている。有力者であつたらしいことは想像出来るけれども、その人の傳記やまた著作を見ない吾々としては、今それ以上のことはわからない。したがつてここでは、古い手書のチベット文資料が今日に傳承される過程に於て、ツェワンノルブウによつて十八世紀の一時期に、それが所持せられていた、と云うことの範圍を出ない。またツェワンノルブウがMSの作成者でもない。

シッキムでリコピーした寫眞の中には、各種の碑文に關す

唐蕃會盟碑のチベット文資料(高崎)

るMSが全部で七葉ある中で、今問題とする會盟碑のチベット文は、第二葉目のA面第五行から第四葉目のB面第四行目までに含まれている。一つの面に各々八行或は七行のチベット語ウメ書體で書かれている。紙は既に非常に古びてウメ體のチベット文字は、全文にわたつて明確に讀み取ることが出来る。會盟碑そのものの碑文は東西南北の各々四面にあるが、このシッキムの資料にはその中、東面と西面との碑文を含んでいる。即ち南北兩面のコピーはみあたらない。また碑そのものの西面には、中國文とチベット文の双方が刻まれているのであるが、この資料には勿論中國文の記録はない。

會盟碑に刻まれているウチン書體のチベット語には、その文字に特徴のある古文體の型を留めている。たとえばi母音符號が今日使用されているのと裏返し<sup>(4)</sup>の型になつているものがある。しかしこの寫本テキストには、そういう特徴を示していない。多分筆寫の時に特に古文の型に注意をしないで、一般的なウメ書體に書き改めて行つたものと考えられる。碑文の中で用いられているシャド(垂線)の位置が、ごく一部ではあるが寫本では或る場合には増え或る場合には減つている。それが如何なる理由によつたものか理解に若しむのであるが、あるいは寫本の筆者自身の碑文の讀み方に、起因しているのかも知れない。また寫本では、碑文本文の上部、または下部に細字で註記の書き加えられているところがある。

その文字は、本文と筆蹟が同じように思われるところから、多分筆記者の記入であろうと判断できる。また根本資料と寫本との文字の異りや、寫本の脱落文字などの誤寫についても指摘できるわけである。一方最初にも關説したように、根本資料で不明の部分がこのテキストには大體記載されている。

寫本テキストには、本文の始まる上部に細字で「ラサトゥルナン」の石碑に「Ra sa hphrul snañ gi rdo rñs la」というタイトルがある。勿論それは筆記者の書き加えたものである。そして本文の碑文は東面の文章から始まつており、碑文が終つたところに「この上は東面の文字、西面に、」という記入があつて、續いて西面の碑文が始まつている。その碑文が完結したところには以下のような一文がある。

吉祥。南面にシナのロンポ（大臣）の名がある。北面にチベットトのロンポの名がある。そのように石碑が癸卯に印されてから、現在の壬寅に至る五百九十九年が過ぎ去つた。

Cubham // lho logs la rgyahi blon pohi mi hdug go //  
 byan logs la bod kyi blon pohi mi hdug go // de lhar na  
 rdo rñs chu yos la btsags nas da lrahi chu stra gi bar lha  
 brgya dan dgu beu tsa dgu hgrohō//

以上の中、最初の Cubha はサンスクリット語である。それはインドからの影響によるものであるが、こうした型式をもつチベットの書物は決して珍らしくはない。次に見られる

南北兩碑面の説明については、一九〇四年ラサに於て原碑を實見し、史料として紹介した L. A. Waddell 氏の傳えるところと一致している。そのことは、寫本中に南北兩面の筆記を含んでいないが、筆記者自身は南北各々の記載事項を的確に判断していたということを示している。「そのように石碑が癸卯に印されてから」の文は、碑文の東面に記されているところの「要領を碑に記したのはこれ即ち大チベットの年號は Skyid rtag 九年、大シナの年號は長慶三年癸卯の春の月の十四日に、碑に文字を記した」とあるのをいうのである。唐の穆宗の長慶年間に唐とチベットとの會盟が、長安とラサで行われたことは唐の諸記録にも明らかなどころである。しかしそれが、何時碑に刻まれたかということとは中國の記録には見當らない。とはいえチベットの記述に従えば、その建立年代は長慶三年癸卯（八二三年）である。更に MS の碑文には直前の記述のあとに

// rgyahi pho na thabs//……<sup>(6)</sup> cun gin yod pa// do tsehe dan  
 // thabs tsan gan de bñu yod pa// li kriñu la sogs pas byas  
 so//<sup>(7)</sup>

とあり、會盟碑の臨檢を「シナの使者、官……中丞を有する杜載と、官贊善大夫を有する令孤等々によつてなした」ことが記されている。中丞杜載、チベットの Cün gin do tsehe とは、杜黃裳の子、杜載のことである。贊善大夫令孤 Tsan

gan de bñu li kriñu<sup>(5)</sup>とは、敦煌地方から出た令孤に属する令孤彰の子、令孤通のことである。當時杜載と令孤通などが吐蕃に使いたことは、中國兩唐書の記述に明らかなどろである。そこでは彼等の官位と名とが右衛大將軍令孤通・大僕少卿杜載と出ている。令孤通はさきに贊善大夫を送られ、のちに右衛大將軍に任ぜられたと云うことを述べている。その記録によるかぎり、同一人物を指していることは、間違いないと考えられる。しかし、この様に考えることがはたして許されるか否かは尙疑問であるが、ただ、會盟碑が中國側の官使によつて檢證されたという事實は、一方に於て碑の建立年代に對する根拠をあたえることになるであろう。次に、先述の文章の「現在の壬寅に至る五百九十九年が過ぎ去つた」という記述について考えてみる。そしてこの一文が筆寫本作成の年代を表現していると思われるのである。碑の建立は長慶三年癸卯（八三三年）であつたことは既に論じたが、その年から五九九年が過ぎ去つた壬寅の年といへば、中國では明の成祖永樂二十年（一四二二年）に當る。この寫本テキストが事實この年に出来たものとするならば、碑文そのものの資料としては實に古い時代に屬している。またこの資料から、十五世紀前半頃の石碑が、ほどの程度の刻文を留めていたかということもわかつてくる。ただMSのどこからも筆録者の名前を發見す

ることが出来ないのである。

- 1 佛教史學會誌。
- 2 H. E. Richardson, A Ninth Century Inscription from Kkon-po, J. R. A. S., 1954, p. 157.
- 3 L. Petech, China and Tibet in the early 18th century, Leiden, 1950, p. 56 以下に 'Tshe-dban nor-bu と云う有名なモンゴル土侯の記述がある。しかしそれが同一人物か否か現在のところ決定できない。
- 4 L. A. Waddell, Ancient Historical Edicts at Lhasa, J. R. A. S., 1909, p. 926.
- 5 佐藤長「古代チベット史研究」下巻・九二五頁。
- 6 リチャードソン hgu [ciñu] shañ çin・李 hgu çì chuñ çin.
- 7 古文體では stsoqs.
- 8 cun çin は碑文兩面の第十・十九行目にある「御史中丞」と同じであるが、杜載の官位については更に考究しなければならぬ。MS及びリチャードソンの tsan çan de bñu は「贊善大夫」に當てられるが、碑文南・北の中に「贊」tsan, bisan, bsta 及び「大夫」dahpe pu, dahpe pñu, dahi pu 等の表記があり、また年代記には de pu とある。（佐藤・古代チベット史研究・pp. 893-904 を見よ。）li kriñu を直に「令孤」とみるのは困難である。リチャードソンは '……kaññu